広陵町土地開発公社プロポーザル方式(公募型) 実施要領 令和3年2月17日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、物品の購入等、土木・建築その他の業務に係る調査、設計等の業務の発注に当たって、内容が企画、計画、解析、デザイン等の非定型的業務又は創造力を要する業務については、物品購入等及び委託業務発注の品質を高めるため、価格による競争ではなく、広く参加を募りプロポーザル(提案書)の提出を求め、その中から最適な提案者を選定及び特定することとし、そのプロポーザル方式(公募型)の実施に係る体制及び事務処理の内容について定めるものとする。

(対象業務)

第2条 物品購入等及び委託業務のうち、次の各号のいずれかに該当する業務で、広陵町土地開発公社物品購入等指名選定審査会又は広陵町土地開発公社工事請負業者指名選定審査会(以下「指名審査会」という。)の承認を得たものは、プロポーザル方式(公募型)の対象業務(以下「対象業務」という。)とすることができる。

ただし、特許権、著作権、その他非公開情報等を必要とする業務は除く。

- (1) 積算基準及び標準歩掛がない非定型的な業務
- (2) 創造性、芸術性等を求められる設計業務
- (3) その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると審査会が認める業務

(審査委員会の設置)

- 第3条 プロポーザル方式(公募型)による契約の受託業者を特定する審査を行うため、広陵町土地開発公社審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は指名審査会の委員をもって構成し、委員長及び副委員 長はそれぞれ指名審査会会長及び副会長とする。
- 3 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。
- 4 業務内容により委員長が必要と認める場合においては、臨時委員を任命することができる。
- 5 委員長に事故等がある時は副委員長をもって充てる。
- 6 委員会の運営に伴う庶務は、庶務係で行う。

(審査委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、本方式の円滑な推進を期するため、公募に対し 参加申込書を提出した参加条件を満たす者(以下「参加申込者」 という。)が提案書を提出する場合における審査及び承認を所掌 する。

(委員会の役割)

- 第5条 委員会の役割は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 「業務説明書」及び「提案書の提出依頼について」に係 る項目、内容等の審査及び決定
 - (2) 参加申込者のうちから、提案書を提出する者(以下「提出者」という。)を選定する場合は、その選定基準の審査及び決定
 - (3) 提案書に係る評価基準の審査及び決定
 - (4) 提出者の選定
 - (5) 提出のあった提案書の評価

(参加申込書の受理)

第6条 提出期限までの受理数が2者に達しない時は、募集内容を 見直し手続きをやり直すか、発注方法を見直すものとする。ただ し、受理数が1者の場合で、委員長がやむを得ないと判断したと きは、この限りでない。

(提案書の提出依頼)

- 第7条 参加申込者のうち、提案書の提出者(以下、「提出者」という。)として選定しなかった者及び参加要件を満たさない者に対して、その旨と理由(以下「非選定理由」という。)を「非選定通知書」により通知するものとする。
- 2 委員会で承認した提出者に対し、決定した内容に基づき、「提 案書の提出依頼について」に下記資料を添付の上、提案書の提出 を依頼する。
 - (1)提案書の様式
 - (2)貸与資料等の必要な資料

(提案書の受理)

- 第8条 提出者から、提案書の提出があった場合は、内容を「提案 書の提出依頼について」等に基づき精査の上速やかに受理する。
- 2 提出期限までの受理数が2者に達しない場合は、募集内容を見直し手続きをやり直すか、発注方法を見直すものとする。ただし、受理数が1者の場合で、正当な理由により、委員長がやむを得ないと判断したときは、この限りでないが、その場合は、審査会に承認を求める。
- 3 委員会が、業務内容及び技術提案として求める内容から、提案 書の詳細について提出者からヒアリングが必要と判断した場合 は、ヒアリングを実施する。

4 提案書の提出期限後における内容の変更は認めないものとする。

(提案書の評価)

第9条 委員会は、先に決定した提案書の評価基準に基づき評価を 行い、受託者を特定する。

(提出者への通知)

- 第10条 特定した者に対して「特定通知書」により通知するとと もに、特定しなかった者に対して、「非特定通知書」により通知 する。
- 2 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

(非選定理由及び非特定理由の説明申請)

- 第11条 「非選定通知書」による通知を受けた者及び「非特定通知書」による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の説明を希望する者は、「非選定通知書」又は「非特定通知書」の通知日の翌日から起算して5日(町の休日を除く。)以内に、広陵町土地開発公社事務局に書面により提出しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により提出があったときは、「非選定理由説明書」又は「非特定理由説明書」により、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(町の休日を除く。) 以内に提出者に回答しなければならない。

(契約)

第12条 特記仕様書の作成及び予定価格の設定(設計書作成)に

当たっては、特定された提案書を尊重するものとする。

2 前項の規定により特記仕様書の作成及び予定価格の設定後、随 意契約を締結する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル方式(公簿型)の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。